

お客さま各位

令和7年4月1日

瀬戸信用金庫

預貯金口座付番のお手続きについて

平素より、瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和7年4月1日より「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、口座管理法といいます）」による「預貯金口座付番」の全業務の取扱いが開始されました。

つきましては、下記の内容をご理解のうえ、マイナンバーによる口座管理を希望される場合は、窓口でのお手続きが必要となりますので、お手数ですが、必要書類をご持参のうえ、お近くの当金庫窓口へご来店いただきますようお願いいたします。

記

1. 預貯金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設および店頭で国外送金を行うお客さまに対して、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。

2. 預貯金口座付番の趣旨について

「口座管理法」に基づく付番の趣旨について、ご理解のうえ、以下の点について承諾していただく必要があります。

- ・災害時または相続時において、お客さまの個人番号の利用によりお客さままたはその相続人が預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。
- ・お客さまの個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法およびその他の法令の規定に基づく手続きにおいて、預金者口座を特定するために利用され得るものであること。

3. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について

本申込を行うお客さま名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。

当金庫への付番のほか、当金庫を通じて、他の金融機関への付番を行うことが可能です。

なお、原則として、付番完了後に付番を取り消すことはできません。

4. 最新の個人情報の提供について

本申込時、お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等を確認させていただきます。

なお、当金庫にお届出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続等を行っていただく必要があります。また、他の金融機関への付番を行う場合、本申込時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届出されているものと異なっていると正しく付番が行われない場合があります。

5. 個人情報の利用目的について

本申込により提出された個人情報の利用目的については、[こちら](#)を参照ください。

6. お手続きに必要なもの

確認事項	必要書類
本人確認情報（氏名・住所など）	本人確認書類 ※注1
個人番号	個人番号が確認できる書類 ※注2

※注1：顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。

2：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。

【お問合せ窓口】

瀬戸信用金庫 業務管理グループ

TEL（0561）86-0130 *平日9：00～17：00（年末・年始は除く）

*マイナンバーのお届出は、お客さまの任意です。お手続きいただけない場合でも、お取引に影響はございません。

*すでに、マイナンバーをお届けされている場合は、お手続きは不要です。

以 上

相続時や災害時の手続きが楽になる！ 「もしも」の時に備えて金融機関の口座と マイナンバーを付番できます

口座管理法（預貯金口座付番制度）のご紹介

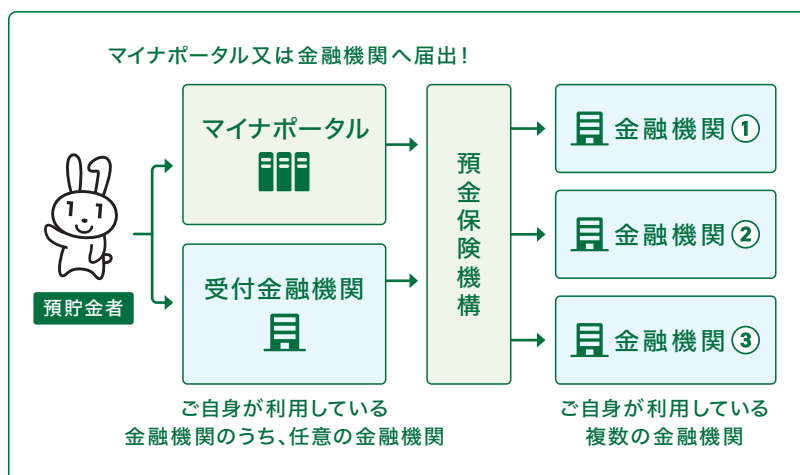
本人同意を前提とし、マイナンバーを届け出ること、
複数の金融機関に存在するご自身の預貯金口座に付番する制度です。

- 1** 複数の金融機関を利用してい
ても大丈夫です！一度に、すべ
ての金融機関へマイナンバー
を届け出ることができます。
（「付番の申出」といいます。）

※一部金融機関では取り扱いでき
ない場合があります。詳しくはデジタル庁
HPをご確認いただくか、普段ご利用
の金融機関にお問い合わせください。



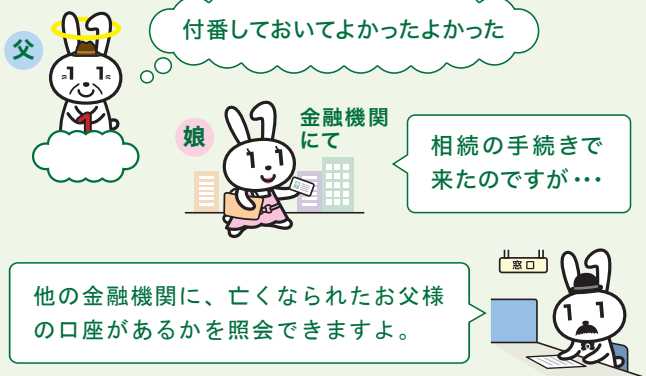
<https://www.digital.go.jp/policies/numbering-on-accounts/designate>



※付番の申出を行ってから付番した口座の通知（結果通知）が来るまでに、事務処理の都合上一定の時間を要しますので、お早めの届出をお願いいたします。

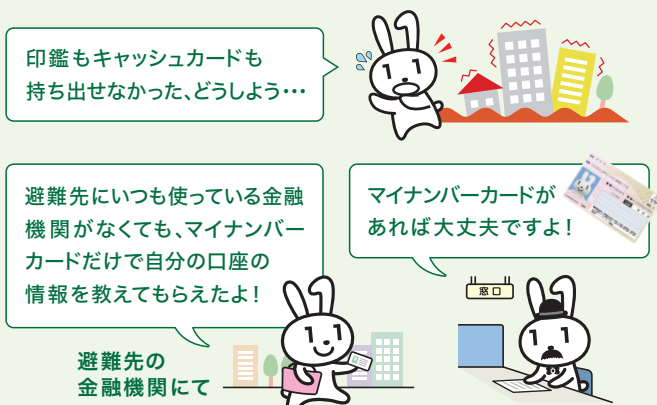
- 2** マイナンバーを預貯金口座に付番することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。

相続された方



口座の把握漏れを減らし確実な相続が可能！

被災された方



避難先でもご自身の口座情報の確認が可能！

詳しくはご利用の金融機関、もしくは裏面に記載の
マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）にお問い合わせください。

よくあるご質問について

1



Q

預貯金口座への付番を金融機関に届け出るときには、何が必要？

A

マイナンバーの確認のためマイナンバーカードを持ってきてね！
預貯金通帳やキャッシュカード等、他に必要なものは金融機関に確認してね。



2



Q

預貯金口座に付番すると、給付金を受け取ることができるの？

A

預貯金口座への付番（金融機関へのマイナンバーの届出）により給付金を受け取ることはできないよ。ただし、預貯金口座を給付金を受け取ることのできる口座（公金受取口座）として国に登録することで、その口座を通じて給付金を受け取ることができるようになるから、ぜひ検討してね。



3



Q

自分が持っている複数の金融機関の口座に一度にマイナンバーを付番できるようになるとのことだけど、住所の更新ができていないとどうなるの？

A

金融機関に届出をしている住所の更新ができていないと、本人の口座と認識されずに、マイナンバーでの付番ができないよ。住所の更新をしてから、届出をしてね。



4



Q

マイナンバーを届け出ると行政機関などに資産が知られてしまうの？

A

マイナンバーの届出をきっかけに、金融機関が行政機関などに預貯金残高などをお知らせすることはないから安心してね。



預貯金口座付番制度についてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル マ イ ナ ン バ ー



0120-95-0178

受付時間

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30
(年末年始を除く)